

令和7年度人権啓発イメージソングを活用した 「多様なきっかけづくり」開催業務仕様書

1 業務の目的

人権が尊重され誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現するため、京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」や人権啓発サブソング「えがおのおくりもの」などのコンテンツ（以下「人権啓発イメージソング等」という。）を有効に活用した事業を実施することを通じ、府民が人権について気づき、主体的に考えるきっかけとなる多様な機会をつくることを目的とする。

2 業務内容

(1) 人権啓発イメージソング「広め隊」によるミニコンサート開催業務【京都府指定業務】

- ア 京都府が指定する会場（12箇所）において、人権啓発イメージソング等を活用したミニコンサートを開催
- イ 指定された日時に、あらかじめ確保された会場において、人権啓発イメージソングの趣旨に賛同するアーティストで構成する「広め隊」メンバー（別紙のとおり）による楽曲演奏、歌唱、朗読等を実施
- ウ 会場費の受託者負担なし。音響設備は会場で準備されるもの及び「広め隊」メンバーが持参するものの使用を基本とするため、受託者負担なし
- エ 「広め隊」メンバーに係る経費（出演料、交通費及び宿泊料）は受託者負担（出演するアーティストや人数によって変動するが、1回当たり125,000円(税込)として見積もること。）とし、支払いはミニコンサート開催の都度行うこと。
- オ ミニコンサートの出演者調整を行うこと。調整に当たっては、事前に「広め隊」メンバーのスケジュールを確認し、人権啓発イメージソング制作者（作詞家）の意見を聴いた上で京都府と協議すること。
- カ 各会場、時宜に適した進行台本を作成すること。進行台本の構成及び内容については、開催1週間前までに京都府に提出し確認を得ること。
- キ 広報については、会場管理者又はイベント主催者が予定されている範囲で調整し、効果的に実施すること。
- ク 野外イベントが天候の影響により開催できなくなるなど、府指定業務がやむなく中止となった場合、見積を精査し、委託者と変更契約を締結すること。
- ケ 各イベントの出演者及び、参加者からフィードバックを収集し、次回以降のイベントに適切に反映すること。
- コ その他、不明な点については京都府と相談して対応すること。

(2) 「多様なきっかけづくり」業務【受託者企画・提案業務】

上記（1）に加え、人権啓発イメージソング等を活用した「多様なきっかけ」を作るため、次のア又はイのいずれか若しくは両方を選択した事業を企画し実施する業務

ア 人権啓発イメージソング「広め隊」によるミニコンサート拡充業務

- ①人権啓発イメージソング等をより効果的に参加者に訴求できる会場（イベント）を企画・提案しミニコンサートを開催
- ②開催日時、会場及び回数は受託者が提案。会場費、音響設備費等は受託者負担
- ③会場地については京都府内とし、事業実施に十分な広さを確保できる場所を確保すること、ま

た、会場内に出演者控室を確保し、控室においては着替え等の出演に必要な準備が行えるよう設備を整えること。

- ④ターゲットとなる層、集客の目標数を設定すること。
- ⑤その他については上記（１）と同様とすること。

イ メディアを活用した府民参加型催事開催業務

①次に掲げるメディアの一つ又は複数を活用した府民参加型催事を企画・提案の上、実施

- a 新聞
- b ラジオ又はテレビ
- c インターネット
- d ソーシャル・ネットワーキング・サービス
- e その他

- ②人権啓発イメージソング等を題材として府民が考え、起こした行動又はその成果を活用した企画を提案し実施すること。
- ③催事の内容、スケジュール等については、あらかじめ京都府と協議し確認を得ること。
- ④催事の準備、実施及び運営において、他者の人権を侵害することがないように留意すること。
- ⑤著作権の使用許諾等を必要とするものについては、受託者の責任において処理すること。
- ⑥より多くの府民の参加を得るため、効果的な広報を行うこと。
- ⑦ターゲットとなる層、集客の目標数を設定すること。
- ⑧本業務に係る一切の経費は受託者負担。

（３）共通事項

ア 各業務を遂行する責任者を置くこと。

イ 業務の実施においては、参加者及び関係者の安全確保に万全を期するとともに、参加者数に応じたイベント保険に加入すること（受託者負担）。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和８年３月31日（火）まで

4 見積限度額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務完了報告

本業務が完了したときは、令和８年３月31日又は完了した日から14日以内のいずれか早い日までに業務完了報告書を提出すること。

6 委託料の支払

契約代金の支払いについては、原則として精算払いとする。ただし、受託者より前金払いの請求があった場合は、人件費相当分の範囲であれば前金払ができるものとする。

受託者から提出のあった支払請求書を京都府が受理した日から30日以内に支払うものとする。

7 個人情報の取扱

委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び委託契約書の記載事項を遵守しなければならない。

8 秘密の保持

- (1) 本業務に関し、受託者が京都府から受領又は閲覧した資料等は、京都府の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た京都府及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

9 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ京都府の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で京都府の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、京都府と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 京都府が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (3) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を、情報提供者の意に反して第三者に漏らしてはならない。
- (4) 業務に係るすべての成果品等の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）は委託者に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (5) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (6) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、京都府と協議して決定すること。